様式第12号(第12条関係)

三股町公平委員会判定第　　号

処分者　職名　氏　名

不服申立人　　氏　名

年第　　号不服申立て事案に関する判定書

　　　　年　　　月　　　日付け　　　　　の不服申立てに係る不利益処分について、次のように判定する。

　　判　定

　　事　由

　　　　年　　　月　　　日

三股町公平委員会

委員長　　　　　　　　　　印

委　員　　　　　　　　　　印

委　員　　　　　　　　　　印

注１　次のいずれかに該当する場合には、三股町職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則第14条第１項の規定により、本委員会に対し再審を請求することができます。

1. 判定の基礎となった証拠が虚偽のものであることが判明した場合
2. 事案の審査の際、提出されなかった新たなかつ重大な証拠が発見された場合
3. 判定に影響を及ぼすような事実について判断の遺漏が認められた場合

　２　この判定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して６ヵ月以内に、三股町(訴訟において三股町を代表する者は、三股町公平委員会となります。)を被告として提起しなければなりません。ただし、判定の日から１年を経過したときは、判定の取消しの訴えを提起することはできません。